



長野県報

9月6日(木)
平成19年
(2007年)
第1895号

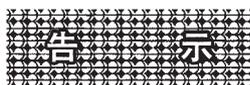
目次

告示

長野県議会定例会の招集(財政課)	2
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の変更許可申請並びに調査結果書の縦覧(廃棄物対策課)	2
都市計画事業の事業計画の変更認可(都市計画課)	2
長野県収入証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更(会計課)	3
長野県選挙事務取扱規程の一部改正(選挙管理委員会)	3
内水面漁場管理委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程(内水面漁場管理委員会)	3
内水面漁場管理委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程に基づく手続き(内水面漁場管理委員会)	3

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(NPO活動推進課)	4
一般競争入札(管財課)	4
特定調達契約に係る一般競争入札(市町村課)	5
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(2件)(産業政策課)	6
農業経営基盤強化促進法に基づく農地保有合理化事業の実施に関する規程の廃止の承認(農村振興課)	7
農業経営基盤強化促進法に基づく農地保有合理化事業規程の変更の承認(農村振興課)	8
農業経営基盤強化促進法に基づく農地保有合理化事業規程の承認(農村振興課)	8
土地改良事業の施行に伴う換地計画認可申請の審査結果の縦覧(農地整備課)	8
一般競争入札(2件)(県立病院課)	8



長野県告示第440号

平成19年9月27日、長野県議会定例会を長野市に招集します。

平成19年9月6日

長野県知事 村 井 仁

財 政 課

長野県告示第441号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条第1項及び第15条の2の5第1項の規定により、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の変更許可の申請があったので、第9条第2項及び第15条の2の5第2項において準用する法第8条第4項及び法第15条第4項の規定により次のとおり告示し、当該変更許可の申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果書を縦覧に供します。

平成19年9月6日

長野県知事 村 井 仁

- 1 申請者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
イー・ステージ株式会社
長野県小諸市大字平原309番地1
代表取締役 鈴木 宏 信
- 2 廃棄物処理施設の設置の場所
小諸市大字御影新田字釜田原211番地1他
- 3 廃棄物処理施設の種類
一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の管理型最終処分場
- 4 廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類
 - (1) 一般廃棄物の最終処分場
焼却灰、ガラスごみ、陶磁器ごみ、プラスチックごみ、金属ごみ、破碎混合ごみ及びセメント固化したばいじん
 - (2) 産業廃棄物の管理型最終処分場
汚泥、燃え殻、鉱さい、ばいじん、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（汚泥にあっては無機性汚泥のセメント混練物に限り、燃え殻、鉱さい及びばいじんにあってはセメント混練物に限り、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずにあっては自動車等破砕物を除く。）
- 5 申請年月日
平成18年12月28日
- 6 縦覧の場所
長野県生活環境部廃棄物対策課及び長野県佐久地方事務所環境課
- 7 縦覧の期間
平成19年9月6日（木）から同年10月5日（金）までの午前8時30分から午後5時まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
- 8 意見書の提出

法第9条第2項及び第15条の2の5第2項において準用する法第8条第6項及び法第15条第6項の規定により、本件申請に係る廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次により知事あてに意見書を提出することができます。

- (1) 意見書の提出期間
平成19年9月6日（木）から同年10月19日（金）まで
- (2) 意見書の提出先
〒380-8570
長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県生活環境部廃棄物対策課 廃棄物審査係
- (3) 意見書の記載事項
 - ア 意見書の提出の対象である申請書の名称（「イー・ステージ株式会社に係る廃棄物処理施設設置許可申請書」と記載してください。）
 - イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
 - ウ 施設に関する具体的な利害関係
 - エ 申請書についての生活環境の保全上の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）

廃棄物対策課

長野県告示第442号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年9月6日

長野県知事 村 井 仁

- 1 施行者の名称
中野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中野都市計画公園事業 3・3・1号一本木公園
- 3 事業施行期間
平成14年5月13日から
平成23年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

都市計画課

長野県告示第443号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成19年8月28日、次のとおり売りさばき人の住所及び売りさばき場所変更の届出がありました。

平成19年9月6日

長野県知事 村 井 仁

	売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	テクノハート坂城協同組合	埴科郡坂城町大字南条4861番地35	埴科郡坂城町大字南条4861番地35 坂城テクノセンター内
旧		埴科郡坂城町大字坂城6362番地1	埴科郡坂城町大字坂城6362番地35 B.I.プラザさかき内

会 計 課

選告示第71号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

平成19年9月6日

長野県選挙管理委員会委員長 松 葉 邦 男

別表第1の不在者投票のできる病院中

「社会福祉法人賛育会豊野病院 長野市豊野町豊野634」
を

「社会福祉法人賛育会豊野病院 長野市豊野町豊野634
長野県厚生農業協同組合連合会 長野市若穂綿内7615番地1
長野松代総合病院附属若穂病院」

に改め、同表の不在者投票のできる身体障害者支援施設中「身体障害者療護施設 千曲園」を「千曲園」に改める。

選挙管理委員会

長野県内水面漁場管理委員会告示第6号

内水面漁場管理委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程を次のとおり定めます。

平成19年9月6日

長野県内水面漁場管理委員会会長 沖 野 外輝夫

内水面漁場管理委員会関係長野県行政手続等における

情報通信の技術の利用に関する条例施行規程

長野県内水面漁場管理委員会に係る申請、届出その他の手続等に係る長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成19年長野県条例第3号）の施行については、長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成19年長野県規則第6号）の規定の例による。

内水面漁場管理委員会

長野県内水面漁場管理委員会告示第7号

内水面漁場管理委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成19年長野県内水面漁場管理委員会告示第6号）の規定に基づきその例によることとされる長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成19年長野県規則第6号）第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、当該手続等の根拠となる条例等の名称及び条項を次のとおり告示します。

平成19年9月6日

長野県内水面漁場管理委員会会長 沖 野 外輝夫

名 称	条 項
長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号）	第6条第1項

内水面漁場管理委員会